

白鷹町長選挙



告示日 9/28(火)
投票日 10/3(日)

■告示日 9月28日(火)

■投票日 10月3日(日)

○投票時間：午前7時から午後8時まで(黒鴨・針生投票区は、午前7時から午後7時まで)

◆投票できるかたは

平成22年6月27日以前から引き続き白鷹町の住民基本台帳に登録されているかたで、平成2年10月4日以前に生まれたかた(満20歳以上)が投票できます。

◆投票にあたっての注意事項

◇入場券について

入場券を忘れずに持参してください(入場券は9月28日に発送する予定です)。

もし入場券を紛失した場合でも投票することはできませんので、その場合は投票所の受付に申し出てください。

なお、入場券は9月14日現在の居住地で発行しますので、9月15日以降に転居されたかたは、前居住地の投票所で投票してください。

◇代理投票について

身体の都合などで字が書けない場合でも、代理投票がで

きますので棄権しないで投票してください。

◆期日前投票ができます

◇期日前投票とは

選挙は投票日に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票は投票日前であっても、投票日と同じように投票を行うことができる(投票用紙を直接投票箱に入れることができる)制度のことです。

◇期日前投票の日時と場所

○日時

9月29日～10月2日
午前8時30分～午後8時

○場所

中央公民館
1階 文化実習室

※告示日の翌日などで入場券が届いていない場合でも期日前投票をすることはできますので、その場合は期日前投票所の受付に申し出てください。

◆不在者投票について

◇他の市町村に

滞在されているかたは

業務に従事するため他の市町村に滞在されているかたは、滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができま

す。この場合、郵便で投票用紙を請求してから投票していただくことになるため、郵便の往復に日数がかかりますので、お早めに選挙管理委員会へ請求の手続きを行ってください。

また、白鷹町立病院や白光園などの施設に入院または入所中のかたは、その場所(施設内)で不在者投票ができますので、それぞれの施設の職員に申し出てください。

◆郵便等による不在者投票制度とは

身体障害者のかたで両下肢等の障害の程度が1級若しくは2級のかた、内臓機能の障害の程度が1級若しくは3級のかた、免疫の障害の程度が1級から3級のかた、戦傷病者のかたで両下肢若しくは体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までのかた、内臓機能の障害の程度が特別項症から第3項症までのかた、または介護保険法上の要介護者で要介護5のかた(いずれも自書することが可能なかた)を対象とし、投票所へ行かなくても自宅で投票できるとい

うものです。

詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

「立候補予定者説明会」

を開催します

白鷹町長選挙の立候補予定者への説明会を次のとおり開催いたします。

立候補の届出に必要な書類をお渡しし、届出書への記載方法、出納責任者の事務などについて説明します。出席されるかたは、本人または代理人のかたでも構いません。

▼日時 9月16日(木)
午後1時30分～

▼場所 中央公民館
3階 大会議室

■問い合わせ

選挙管理委員会事務局
(☎85-6124)

町内長・組長の皆さまへ

臨時文書配布日について
選挙公報配布のため、9月30日(木)を臨時文書配布日とさせていただきます。